

印刷けんぽ

ニュース No.221

全国印刷工業健康保険組合
東京都台東区東上野1-7-2
☎03-5834-3180
令和8年4月2日発行

<https://www.insatukenpo.or.jp>



●●● 知っ得!! 健康情報 ●●●

禁煙を考えているあなたを応援します!

新年度を迎えた今こそ! 禁煙を始めてみませんか?
禁煙はがん・脳血管疾患などのリスクを低下させ、**健康寿命の延伸効果**が期待できます。



1. 禁煙外来受診費用の補助

- 回数：1名につき1回
過去に補助を受けた方は、再度禁煙外来を受診しても補助の対象になりません。
- 補助金額：1名につき10,000円
自己負担額が10,000円未満の場合には、自己負担額を限度といたします。
- 対象期間：令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの受診分
上記の期間に健康保険適用の禁煙外来(12週、全5回)の治療を終了することが必要です。
年度をまたぐ場合は、翌年度に申請してください。
申請に必要な書類は当組合ホームページに掲載しています。



2. 禁煙サポート事業 (どちらか1つを選んでください。) **無料!**

ノンスモ禁煙サポート

**成功率
1.5倍!**※

お申し込み後、
ニコチンガム 2週間分(48個)
がご自宅に届きます。

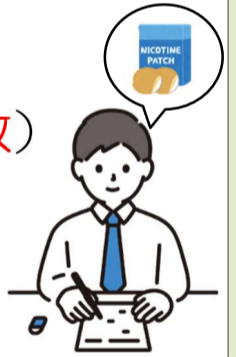


パッチ de 禁煙サポート

**成功率
1.9倍!**※

お申し込み後に事前問診の
メールが送信されます。回答後に
ニコチンパッチ 2週間分(14枚)
がご自宅に届きます。

令和8年度より1週間分(7枚)から
2週間分(14枚)に増量しました。

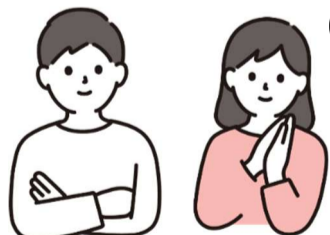


成功率については
自分で禁煙した場合と比較した数値です。



◆禁煙体験の終了後も **半年にわたりサポート** を受けられます ◆

- ①サポートメール月1回配信
- ②チャット相談(随時)



お申し込みはこちらから



参加費用は**無料**です。
(当組合が負担いたします。)



プログラムや注意事項等、詳細は当組合ホームページをご覧ください
(保健事業→その他の保健事業→禁煙外来受診費用の補助・禁煙サポート)



※禁煙治療薬の有効性と6か月禁煙率

FT Leone (2012) Developing a Rational Approach to Tobacco Use Treatment in Pulmonary Practice: A Review of the Biological Basis of Nicotine Addiction

<プログラムの内容等に関するお問い合わせ>

株式会社リンケージサポートデスク
TEL: 0120-33-8916 メール: sd@linkage-inc.co.jp
※上記お問合せ先は、**禁煙サポート事業**のみとなっております。

<その他禁煙対策等支援についてのお問い合わせ>

全国印刷工業健康保険組合 保健推進課
TEL: 03-5834-3180
メール: hokensuishin@insatukenpo.or.jp

令和8年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について



令和8年度の印刷健保の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、360千円となります。

任意継続被保険者の標準報酬月額は、健康保険法により

1. 資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 前年度9月30日時点における全ての印刷健保被保険者の標準報酬月額の平均額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

のどちらか少ない額と規定されています。このため、毎年度2の額が、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

※令和7年9月30日時点における全ての印刷健保の被保険者の標準報酬月額の平均額は363,713円となり、この額は、標準報酬月額の第35級：360千円に該当します。

【お問合せ先】適用課

資格取得届・被扶養者（異動）届の速やかなご提出をお願いします

就職等により健康保険の資格を取得した場合やご家族に異動があった場合は、当組合へ速やかに資格取得届・被扶養者（異動）届の提出をお願いします。

届出の際にはマイナンバーをご記入のうえ、マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、届出の「資格確認書要」をチェックしてください。当組合より保険医療機関等を受診する際に提示する資格確認書を交付します。

なお、内定者とその被扶養者となることが見込まれる方は入社日前でも届出ができますので、お早めの手続きをお願いします。



【お問合せ先】適用課

令和8年4月1日から「被扶養者認定」の取扱いが変わります



令和8年4月1日から、収入が給与収入のみであり、年金・事業収入などが無い方について、本人の申し立てに基づき、健康保険の「被扶養者」の認定基準が見直されます。

これまで、給与収入を算出する際、実際の収入額を基にした年間収入見込みにより判断していました。しかし、認定日が令和8年4月1日以降となる届出より、労働契約に記載された賃金・労働時間・労働日数等を用いて年間収入の見込額を算出する方式へ変更されます。

この方法で算出された年間収入の見込額が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は年間収入180万円未満、19歳以上23歳未満の場合（配偶者を除く）は年間収入150万円未満）かつ

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

であることが収入要件となります。

ご不明な点については当組合適用課までお問い合わせください。

【お問合せ先】適用課

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります



子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。「少子化対策を本格化するための様々な施策（加速化プラン）」に必要な費用に充てるため、国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、当組合においても、納付金を納付する義務を負うことが定められました。

加速化プランとは、我が国の少子化対策を促進するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことで

子ども・子育て支援金は令和8年4月分保険料（5月納付分）より健康保険料・介護保険料と合わせて徴収させていただきます。法律上は保険料と規定されますが、健保組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることは出来ないため、あくまで国の代わりに徴収する、代行徴収的な位置づけになります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【お問合せ先】適用課

スマホウォーキング大会開催のお知らせ

スマホウォーキング大会は、個人やチームで、大会期間中の平均歩数を競うイベントです。

歩数計アプリ「RenoBody」（リノボディ）を使って開催いたします。個人のみでの参加も可能です。皆さん、ぜひご参加ください！



● 開催期間 ●

令和8年5月1日（金）～ 6月30日（火）

● 参加対象者 ●

当組合の被保険者及び15歳以上（iPhoneの方は18歳以上）の被扶養者でRenoBodyアプリ対応のスマートフォンをお持ちの方

● 賞品 ●

チームや個人の成績によって、
Amazon ギフトカードをプレゼント！！
平均歩数が、5,000歩以上の方には、
参加賞**500円分**プレゼント！

● 参加までの流れ ●

Step1 印刷健保ホームページより参加申込

申込期間 令和8年3月24日（火）～令和8年4月10日（金）

Step2 大会エントリー方法のメール送信

当組合より大会参加方法のご案内メールを送信します。

Step3 大会エントリー

アプリ上で大会にエントリーしてください。

【お問合せ先】保健推進課

保健師による 無料健康相談

皆さんの健康づくりをお手伝いします♪
健康管理ご担当者様からのご連絡をお待ちしております。

【お問合せ先】保健推進課

E-mail : kenkousoudan@insatukenpo.or.jp

オンラインで
全国どこからでも相談できます。



- ・定期健康診断後の事後フォローのお手伝い
 - ・健診結果の見方を知りたい
 - ・健康について気になることがある
 - ・健康的なダイエットにチャレンジしたい！
- などなど